

第3章

計画の目標と施策の方向



男女共同参画社会を実現する意識づくり

性別による固定的な役割分担意識を解消し、男女共同参画に関する各種啓発活動や情報提供を行うとともに、学校教育や生涯学習を通じた男女共同参画を推進し、子どものころからの理解の促進を図るとともに、市民一人ひとりの意識の深化に努めます。

1 男女共同参画意識の推進

現況と課題

平成23年度市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」という考え方に「同感しない」「どちらかといえば同感しない」人の割合が43.6%となっており、性別による固定的な役割分担を肯定する意識は依然として根強く残っています。

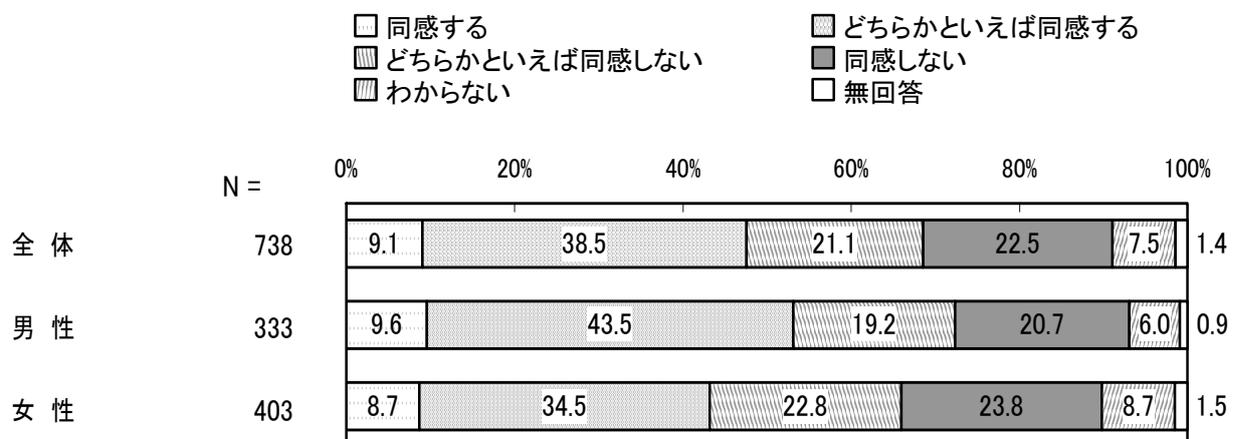
また、男女の地位について、平成23年度市民意識調査の結果では、「男性が優遇されている。」と感じている人は全体で6割以上を占めています。

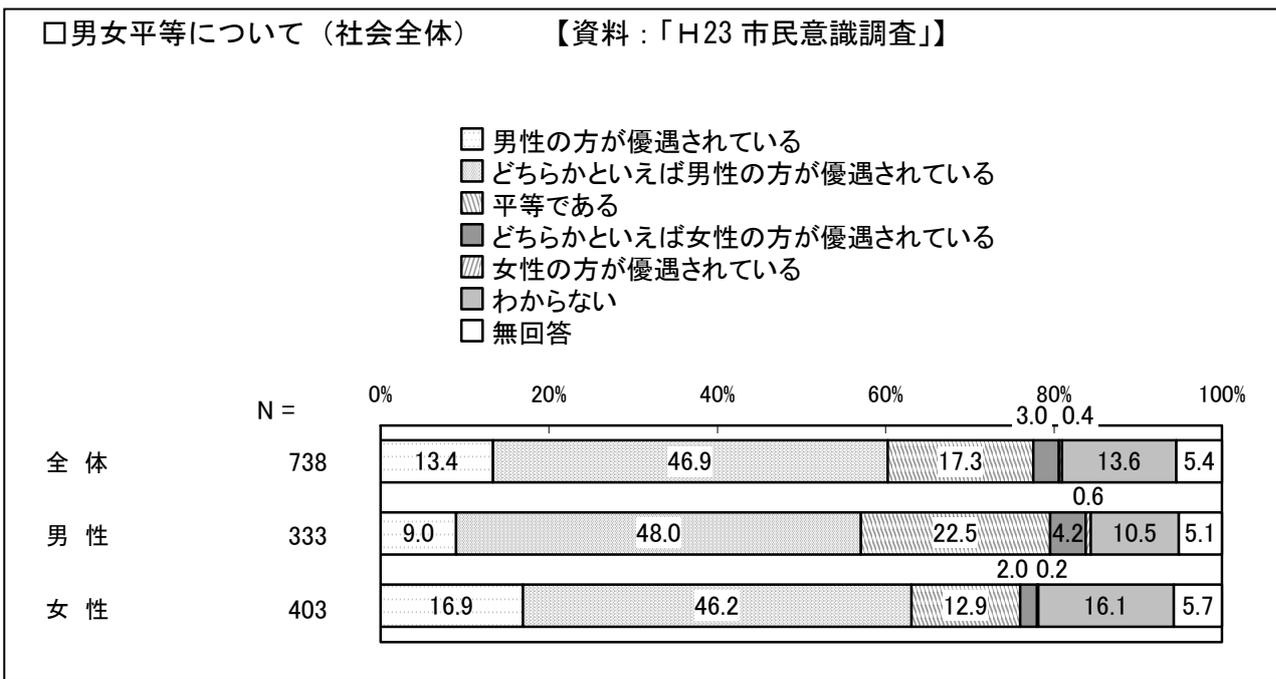
性別により役割や行動を決めつけてしまうことは、その人の能力や生き方の選択の幅を狭め、男女共同参画社会の形成を阻むことになりかねません。

男女共同参画の考え方の普及・定着化を図るとともに、性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた様々な取り組みを行うことを通じて、男女が共に支え合い認め合う男女共同参画社会を実現することが必要です。

□「男は仕事」「女は家庭」という考え方について

【資料：「平成23年度亀山市男女共同参画に関する市民意識調査」(以下、「H23市民意識調査」という。)]





施策の方向

（1）性別による固定的役割分担意識の解消

- 性別による固定的役割分担意識の解消を図るための広報・啓発に取り組みます。
- 学習や啓発を通じて、家庭・地域のあらゆる場面で、男女がともに参画できる環境づくりに取り組みます。

◆主な取組・事業

- ①各種講座、イベント等の開催にあたっては、託児サービス、休日、夜間開催等、誰もが参加しやすいよう配慮を行います。
- ②男女共同参画の視点に立った学習事業等を実施します。
- ③各種業務においては、男女共同参画の視点に立った取り組みに努めます。
- ④性別による固定的役割分担意識の解消を図るための情報提供に取り組みます。

（2）市民等への広報等による啓発の推進

- 男女が互いにその良さを認め合い、共に社会参画できるよう男女共同参画に関する市民意識の高揚を図ります。
- 男女共同参画についての考え方を普及し、市民、事業者、各種活動団体、教育に携わる者に対して意識高揚を図るため、市広報、市ホームページ、チラシなどの多様な手段による情報提供に努めます。
- 男女共同参画に関する市の事業やイベント等のPRを徹底することで、多くの市民が関心を持ち、参加できるよう啓発活動を推進します。

◆主な取組・事業

- ①男女共同参画に関する情報等を市広報・ホームページ等で紹介します。
- ②市民等への出前講座等男女共同参画啓発事業を実施します。
- ③公用車等へのマグネットの貼付等のPR活用を行います。

(3) 多様なメディアを活かした広報・啓発活動

- 新聞・テレビ等のマスメディアに対して、男女共同参画施策の情報を提供し、男女共同参画への理解につながる報道を促すとともに、事業のPRを図ります。

◆主な取組・事業

- ①新聞、テレビ等報道機関に、男女共同参画に関する市の事業等についての情報を積極的に提供します。
- ②男女共同参画に関する市の事業を、ケーブルテレビ等で紹介します。

(4) 男女共同参画の視点に立った表現の浸透

- 市が作成する広報や出版物等においては、国の手引に基づき、男女共同参画の視点に立った表現を用いて作成することで、性別による固定的役割分担意識の解消に努めます。

◆主な取組・事業

- ①内閣府男女共同参画局作成の『男女共同参画の視点からの公的広報の手引き』に準拠して、市広報・出版物等を男女共同参画の視点に立った表現で作成します。

(5) 国際的な動きについての情報収集と提供

- 男女共同参画に関する国際的な動きについて情報収集し、市の施策に反映させるとともに、市民に情報を提供します。

◆主な取組・事業

- ①国際的な動きについて情報収集し市民に提供します。
- ②在住外国人を対象とした日本語教室を開催します。

2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

現況と課題

将来の男女共同参画社会の担い手である子どもたちが、性別による偏見や差別にとらわれることなく、様々な場面において正しい理解に基づいた教育を受けられるよう取り組む必要があります。自分自身を大切にするとともに、他人も大切にできること、つまりは、互いを尊重し認め合い、つながりあって社会参画していくことの大切さを強調していく必要があります。

また、市民生活の根幹を支える家庭、地域の大人の意識・態度・行動が、子どもたちの意識形成に大きな影響を与えることから、大人に対する生涯を通じた学習機会の充実が大切です。市民意識調査の「男女共同参画社会を実現するために、今後必要なことは？」という問いに対して、21.4%の市民が、「学校教育・生涯学習の場で男女平等と相互の理解や協力についての学習を充実する」という回答をしています。市民一人ひとりが、自分自身の生き方の豊かさを実感できる社会の実現に向け、生涯を通じて学習機会の提供に努める必要があります。

施策の方向

(1) 学校・幼稚園・保育園における男女共同参画学習の充実

- 教職員等の研修機会の充実を図り、学校・幼稚園・保育園における男女共同参画学習を通じて、子どもたちの男女共同参画に対する意識づくりに努めます。
- 子どもたちが、性別による固定的な役割分担意識のイメージを持つことのないよう、学校運営における分掌等の見直し、検討を進めます。
- 子どもたちが、将来を見通し自己形成を図りながら健やかに育ち、幸せに暮らせる社会を目指す観点から男女共同参画の理解を促進します。

◆主な取組・事業

- ①男女共同参画に関する教育を進めていくために、教職員を対象に研修を実施します。
- ②亀山市学校教育ビジョンに沿った男女共同参画教育を推進します。
- ③亀山市男女共同参画学習資料を活用します。
- ④男女が相互に理解して家族の一員としての役割を果たし、家庭を築くことの大切さを理解する教育を推進します。

(2) 生涯を通じた多様な選択を可能にする学習機会の充実と情報提供

- 男女共同参画について学ぶことができるよう、多様な学習機会を提供します。
- 市民ボランティアとの協働による男女共同参画に関するイベントの実施など多様な機会の確保に努めます。

◆主な取組・事業

- ①行政・市民・事業者等が行う男女共同参画に関する講座等に対して情報提供などの支援を行います。
- ②男女共同参画に関する講座を開催します。
- ③市民ボランティア（亀山市男女共同参画推進講座企画会議）と協働し、男女共同参画に関するイベント等を開催します。

II

働く場における男女共同参画の推進

企業等の雇用、農林業・商工業等の自営業など、あらゆる“働く場”において男女が対等に個性や能力を發揮して働ける環境の実現を目指します。

1 女性の人材活用と均等な就労環境の確保

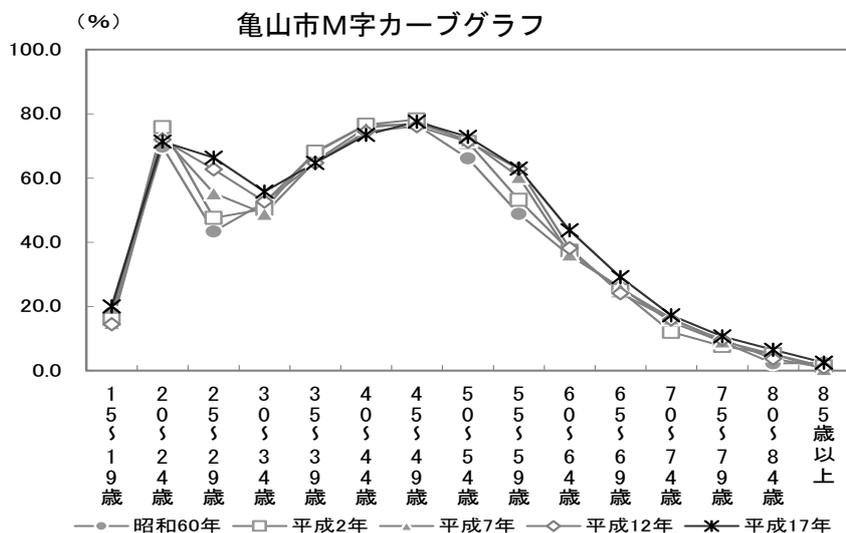
現況と課題

2008年以降の世界的経済危機や平成23年3月に発生した東日本大震災の影響などにより、雇用状況等も不安定となっています。さらには、雇用条件等が曖昧で安定していないという面もあります。このことの影響は、派遣労働者、農林業・商工業等の自営業における家族従業者の場合も同様であり、国は関係法令や指針・ガイドライン等を整備して雇用の安定と良好な労働条件の確保を求めています。本市においてもこうした点を周知し、適正な運用を求めていくことが必要です。

女性の就労に関して、出産後も継続就業を望む人もいますが、働き続けることが難しいと感じている女性が多いことも、年齢別女性の就業率（亀山市のM字カーブグラフ）からも読み取れます。仕事との両立の困難さから結婚・出産を機に退職する人も多く、女性は男性よりも非正規雇用の対象となりやすい現状があります。賃金の格差は、徐々に縮小してきているとはいえ、一般労働者のレベルでも男性の68%と依然として大きな格差がみられます。【厚生労働省「賃金構造基本統計調査」2008年】

雇用などの分野における女性の潜在的な人材の活用と均等な就労環境の確保は、働く意欲のある人が性別にかかわらずその能力を發揮できる社会づくりにつながるものであり、本市の活性化という面でも課題であると言えます。

□年齢別女性の就業率（就業数／総人口）＜国勢調査による＞



施策の方向

(1) 農林業・商工業等の自営業における男女共同参画経営の推進

- 農林業・商工業等の自営業においては、労働条件や待遇を明確化するなどの就労環境整備を促すとともに、職場における男女共同参画を推進するための情報提供等を行います。

◆主な取組・事業

- ①「家族経営協定」締結及び農村女性アドバイザーに関する情報提供を行います。
- ②自営業就労女性の適正な所得や労働時間、定期的な休日など労働環境の整備について情報提供を行います。
- ③起業支援等の情報提供を行います。

(2) 就労の安定支援

- 就労における男女の均等な機会と公正な処遇を確保できるよう、関連法等の周知・徹底を図ります。
- 妊娠、出産後の女性を支援するため、就業の継続や再就職を促進するため、就労情報の提供や相談、職業能力開発等の学習機会の紹介に努めます。

◆主な取組・事業

- ①就労に関する情報の提供を行います。

(3) 事業者、勤労者に対する啓発の充実

- 法律や制度が遵守され、職場における男女平等が実現されるよう、事業者や勤労者への啓発を充実します。
- 職場において、男女共同参画の視点で事業の運営や活動が行われるよう、情報提供や研修機会の充実を図ります。

◆主な取組・事業

- ①企業アンケート及び懇談会を実施します。
- ②男女共同参画に関する事業所向けの情報提供及び研修機会の充実を図ります。
- ③女性の教職員の管理職登用が図られるように意識改革を促します。

(4) 男女の雇用の均等な機会と待遇の確保

- 企業等に対し、男女雇用機会均等法等を周知し、法に則った雇用を促すことで、男女の均等な雇用と待遇の確保を実現します。
- 労働基準法、男女雇用機会均等法に基づく女性労働者の母性保護及び母性健康管理について、事業者や勤労者への啓発の充実を図ります。

- 事業所の規模に応じた母性健康管理体制の整備が行われるよう、情報提供や研修機会の提供を図ります。

◆主な取組・事業

- ①男女共同参画に関する事業所向け学習会を開催し、意識の向上を図るとともに、法律・制度の周知を行います。
- ②企業アンケート、懇談会等を実施し、取り組みの現状を公表します。
- ③妊娠・出産を理由とする不利益な扱いに対する情報提供を行います。
- ④育児休業の復職支援プログラムを作成します。

III

政策・方針決定の場における男女共同参画の推進

市の管理職、各種審議会委員等に女性を積極的に登用するとともに、あらゆる「政策・方針決定の場」における男女共同参画を推進します。また、人材の発掘、育成により委員等の充実に努めます。

1 政策・方針決定の場における男女共同参画の推進

現況と課題

女性が、持てる力を発揮できる社会環境をつくるためには、市の審議会委員や市の管理職等への女性の登用など、公的な分野における積極的な取り組みを推進し、そうした気運を地域等に浸透させていく必要があります。市においても、積極的改善措置に前向きに取り組むことが大切です。

男女共同参画社会を実現するためには、男女がともにあらゆる分野において、政策・方針の決定の過程に対して主体的に関わっていくことが大切です。しかしながら、わが国の女性は、高い能力を持っていながら、それを社会のあらゆる分野で発揮しきれていない状況にあることが指摘されています。そのため、政策・方針決定の場に女性を積極的に登用することで、女性の参画比率を高めようとする積極的改善措置（ポジティブ・アクション）が、国の第3次男女共同参画社会基本計画の中においても、「今後取り組むべき喫緊の課題」として強調されています。

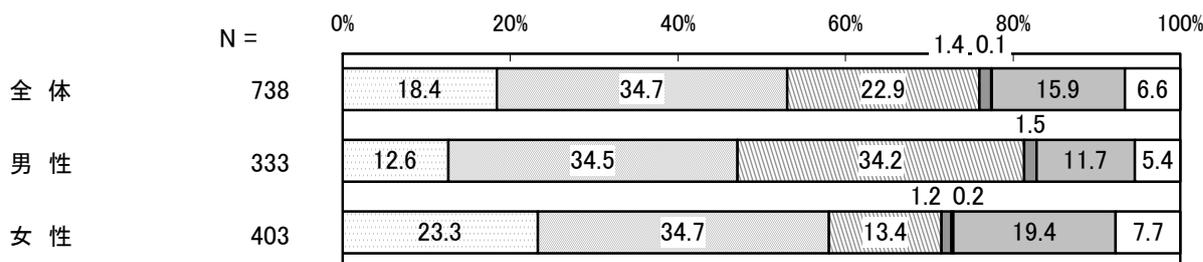
市民意識調査の結果では、「男性優位の組織運営」の割合が42.3%と最も高く、次いで「女性の参画を積極的に進めよう意識している人が少ない」の割合が36.6%、「家庭・職場・地域における、性別による役割分担や性差別の意識」の割合が36.4%となっています。

今後、働く場や政策・方針決定の場において、女性の参画を進めることにより、男女のそれぞれの意見が反映され、多様な考え方が認められ、男女が共に心豊かで人として認められる地域社会を形成していく必要があります。

施策の方向の目標項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
市の審議会等における女性の登用率	27.0%	24.8%	31.3%	35.7%	34.5%
市の管理職員の女性比率	19.8%	19.8%	19.8%	25.0%	23.2%

□施策決定の場における男女の平等性について【資料：「H23 市民意識調査」】

- 男性の方が優遇されている
- ▨ どちらかといえば男性の方が優遇されている
- ▩ 平等である
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- ▨ 女性の方が優遇されている
- わからない
- 無回答



施策の方向

(1) 市の各種審議会委員等への女性の登用促進

- 女性の人材を発掘・育成するとともに、各種審議会等に女性委員の積極的な登用を図り、女性委員の比率を40%とすることを目指します。
- 女性の委員の比率を高めるため、各種審議会、委員会等の委員構成、特に、あて職の在り方の見直しを図るとともに、公募委員制の拡大を進めます。

◆主な取組・事業

- ①各種審議会委員等の選定基準の見直しを図ります。
- ②各種団体への男女共同参画意識の啓発に努めます。

(2) 市の管理職への女性の登用推進

- 研修や様々な実務経験を通じて女性職員の能力開発に取り組むとともに、本市の管理職への女性の登用を積極的に進めます。

◆主な取組・事業

- ①多様な能力開発の研修を計画的に実施するほか、幅広い職務を経験できるような配置を行います。
- ②性別にとらわれない人材の育成、活用を進めるための管理職への研修を実施します。
- ③女性職員の積極的な登用を行います。

(3) 市職員の意識啓発

- 市職員が男女共同参画について理解し、率先して男女共同参画を推進するよう、研修等により市職員の意識向上を図ります。

◆主な取組・事業

- ①市職員を対象に男女共同参画に関する研修を行います。
- ②市、県等が開催する男女共同参画に関するイベントや男女共同参画に関する情報を電子掲示板に掲載し、全職員に周知します。

(4) 人材の発掘、育成、活用

- 女性リーダーの育成を積極的に支援するとともに、人材に関する情報の整備を進めます。
- 各種外郭団体や関連団体、協議会等、様々な組織において、女性職員の採用等について取り組みが行われるよう働きかけます。

◆主な取組・事業

- ①女性のリーダー養成講座を開催します。
- ②人材リストの作成に取り組みます。
- ③各種講演会・研修会等への女性講師の促進を図ります。

Ⅳ

ワーク・ライフ・バランス「仕事と生活の調和」

仕事と生活の調和を図ることによって、多様な生き方が選択、実現できるようワーク・ライフ・バランスの考え方を普及させるとともに、男性にとっての男女共同参画を進め、仕事と家庭及び地域生活との両立が図れる環境づくりに努めます。また、多様なライフスタイルに対応した子育てや介護支援を充実します。

1 仕事と家庭及び地域生活の調和

現況と課題

男女共同参画社会を実現していくためには、男女が仕事、家庭生活、地域生活等の活動にバランスよく参加できる環境を実現することが大切です。

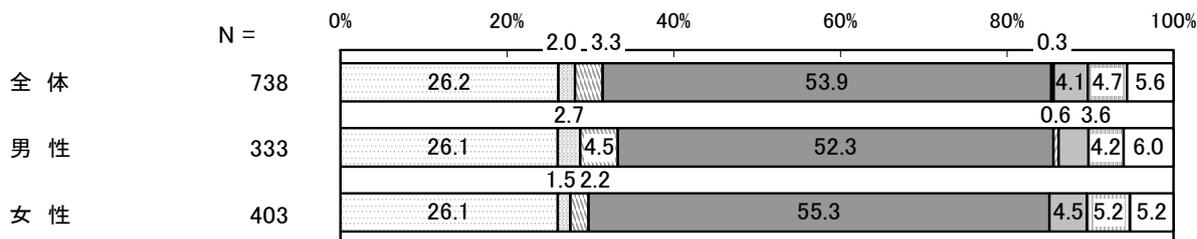
女性の場合は、出産期における仕事との両立が大きな問題ですが、市民意識調査結果では、子どもができたなら仕事をやめるという考え方が多いことがわかります。一方、男性の場合は、仕事中心の風潮等により、家庭や地域生活等の活動よりも仕事を優先せざるをえない現状があります。このことが、男性の家庭生活（家事や育児、介護等）への参加を妨げていることから、国では、「イクメンプロジェクト」をスタートさせるなど、男性の育児参加を後押しする機運が高まっています。

また、企業アンケート（平成22年度実施）では、育児休業や介護休業等、仕事と家事及び生活等との両立支援制度が整備されてきてはいますが、市民意識調査結果にみられるとおり、十分に利活用できていない現状があります。

様々な制度の実質的な普及を図ることにより、仕事と生活の調和が図れる環境の実現が大切です。

□女性が職業をもつことについての考え方【資料：「H23 市民意識調査」】

- 結婚して子どもが生まれた後も、職業をもち続ける方がいい
- 結婚するまでは職業をもつが、その後はもたない方がいい
- 結婚して子どもができるまでは職業をもつが、その後はもたない方がいい
- 結婚や子育てなどで一時的にやめるが、子育ての時期が過ぎたら再び職業をもつ方がいい
- 職業は一生もたない方がいい
- その他
- わからない
- 無回答



施策の方向

(1) 家庭における固定的性別役割分担意識の解消

- 男女ともに、家事、子育て、介護などの家庭生活に関われるように、意識づくりやきっかけづくりを目的とする施策の充実に努めます。

◆主な取組・事業

- ①市民対象の男女共同参画啓発事業を行います。
- ②保護者に対して男女共同参画の啓発に努めます。
- ③男女共同参画の視点に立った生涯学習事業を行います。
- ④学習や啓発を通じて、家庭における男女共同参画の実践を促します。

(2) 仕事と家庭及び地域生活の調和実現のための制度の充実

- 延長保育などの各種保育サービスの充実に努めるとともに、企業に対して育児休業・介護休業制度の普及・啓発を図るなど、仕事との両立が可能な環境づくりに取り組むよう働きかけます。
- 企業等における働き方の見直しにつながる啓発や情報提供に努め、仕事と家庭及び地域活動とを両立できる環境の実現を目指します。

◆主な取組・事業

- ①特定事業主行動計画に基づき、ワーク・ライフ・バランスの確保を図るため、各種制度のPRを行うとともに、男性職員の育児休業の取得を促進するよう研修会を開催します。
- ②保護者の就労形態やニーズに応じた保育サービスの充実に努めます。
- ③次世代育成支援対策推進法による「一般事業主行動計画」策定を事業者に働きかけます。
- ④家族の時間づくり週間を実施します。

(3) 就業体制の整備の充実

- 男女ともに働きやすい職場環境を実現するため、適正な労働条件の確保等に努めます。

◆主な取組・事業

- ①労働時間短縮やフレックスタイム制度の推進を図ります。
- ②事業者に対する法制度の情報提供を行います。

(4) 男性にとっての男女共同参画の促進

- 男女共同参画社会の形成は、男性にとっても重要であり、男性がより豊かに暮らしやすくなるものであることについての理解を深めます。

◆主な取組・事業

- ①男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進を図ります。
- ②男性の家庭・地域への参画を可能にする職場環境の改善、地域活動への参画支援等を行います。
- ③男性の育児・介護等に対する研修を実施します。

2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援

現況と課題

ライフスタイルの多様化が進んでいます。性別や年齢、障がいの有無、また、就労の有無などに関わらず、一人ひとりが個性と能力を発揮し、家庭生活と仕事や地域活動などに対等に参画できるようにすることが必要です。とりわけ、介護や子育て支援策については、個人や家族だけでなく社会全体で支えあう仕組みの整備が課題となってきています。

介護や子育てなどは、これまで女性が担い手になりがちで、大きな負担を負う傾向にありました。しかし、ライフスタイルの多様化は、男性も担い手になることが求められており、男女にとって深刻な問題になってきています。

このような状況の中、男女ともに子育てや介護に関われるように支援・施策の充実を図ることは男女共同参画社会を実現するうえで大切な課題です。

施策の方向

(1) 子育て支援の充実

- 男女ともに子育てに関われるように、意識づくりやきっかけづくりを目的とする施策の充実を図ります。

◆主な取組・事業

- ①保護者の就労形態やニーズに応じた保育サービスの充実に努めます。
- ②子育てに関わる教室等を開催します。
- ③子育てに関する相談窓口の一元化を図り、継続的かつ一体的な支援に取り組みます。

(2) 介護支援の充実

- 男女ともに介護に関われるように、意識づくりやきっかけづくりを目的とする施策の充実を図ります。

◆主な取組・事業

- ①介護予防の充実に努めます。
- ②介護に関わる介護実習教室等を開催します。
- ③介護に関する相談窓口の一元化を図り、一体的な支援に取り組みます。
- ④事業等を通して高齢者の生きがいづくりを促進します。



地域における男女共同参画の推進

地区コミュニティ、自治会など、地域における男女共同参画を推進するとともに、地域安全・防災の取り組みにあたっては、被災・復興状況における女性を巡る諸課題を解決するための防災体制の確立を図ります。

1 地域活動における男女共同参画の推進

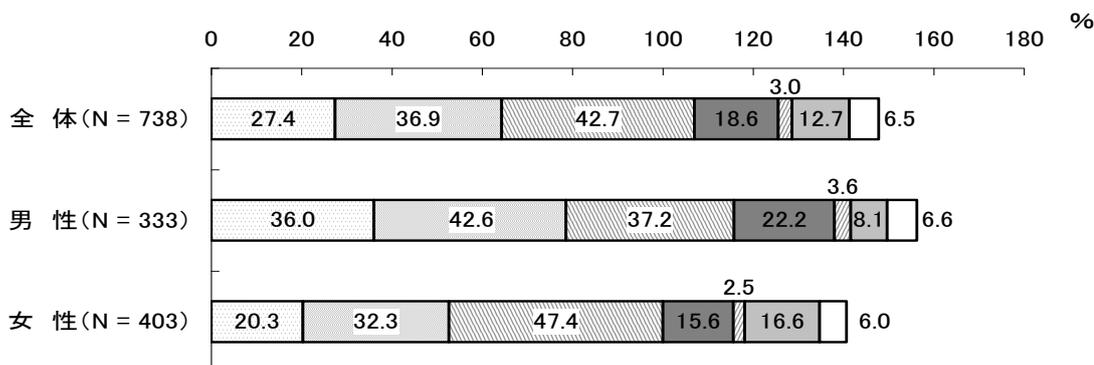
現況と課題

地域においては、地域の中にある伝統・しきたりを大切にしている意識があり、どうしても男性中心の活動を継続するという考え方が残っています。個々の地域の特性は大切にしつつも、男女がともに地域づくりの担い手であるとの意識の共有を図りつつ、地域活動に対して男性も女性も対等な立場で共に責務を果たすという意識の浸透が今後より必要となってきます。また、地域における人材の発掘・育成が今後必要となってきます。

男女共同参画社会を実現するためには、男女共同参画について理解するとともに、市民生活の根底である家庭、地域などの身近なところで実践していくことが大切です。こうした男女共同参画の実践は、家庭・地域で成長していく子どもたちの意識形成に影響し、次世代の男女共同参画社会づくりに大きな効果をもたらします。したがって、様々な形で男女共同参画に関する取り組みを推進し、普及・定着させていくことが大切です。

□地域における女性活躍に必要なこと【資料：「H23 市民意識調査」】

- 固定的役割分担意識の見直し
- 家族の理解
- ▨ きっかけ作り、実践の場への参加
- ワーク・ライフ・バランスの実現
- ▨ その他
- わからない
- 無回答



施策の方向

(1) 地域活動における固定的性別役割分担意識の解消

- 地域社会のあらゆる場面に、男女がともに参画できる環境をつくり、地域における男女共同参画を推進します。
- 地域における様々な市民活動を支援し、活発化を図るとともに、男女共同参画の考え方に基づく市民活動を推進します。

◆主な取組・事業

- ①地区コミュニティ、自治会等に対して男女共同参画による地域づくりを積極的に取り組みます。
- ②各種イベント、ワークショップ等において女性参加者の増加のため積極的な取り組みを行います。
- ③各種講座・イベント等の開催にあたっては、託児サービス、休日・夜間開催等、誰もが参加しやすいような配慮を行います。

(2) 地域における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- 男女共同参画の視点で地域づくりを進めるために、地域代表には男女がともに登用されるよう働きかけます。

◆主な取組・事業

- ①地区コミュニティ、自治会等の政策・方針決定過程において、男女が共に参画できる地域づくりに取り組みます。
- ②研修会の開催等を通じて、女性リーダーの育成に努めます。

(3) 地域活動への多様な人々の参画促進（居場所づくり）

- 誰もが、それぞれに居場所があり、生き生きと活動することを支援します。
- 地域における様々な市民活動の活性化を図るとともに、男女共同参画の考え方に基づく市民活動を支援します。

◆主な取組・事業

- ①市民活動に関する広報活動の充実を図ります。
- ②市民活動を支援し、誰もが生きがいの持てる居場所づくりを推進します。
- ③地域で活動する団体間の情報交換の促進を図ることによる活動の活性化を図ります。

2 地域防災における男女共同参画の促進

現況と課題

東海地方から紀伊半島にかけての太平洋沿岸部では、東海地震、東南海地震、南海地震と呼ばれるいずれも大規模な地震が、近い将来高い確率で発生するとされています。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、「助け合い、分かち合い、支え合う」被災地の人々の姿がありました。被災時における女性への様々な負担や生活の不便さがのしかかってきました。男性は、生活のためにと心身の傷も癒えないまま仕事を優先せざるをえないため、家庭や地域では後片付けを行う女性や子どもたちの姿がありました。このような状況から、女性が仕事を解雇されることも多かったといわれています。また、長引く避難所生活は、とりわけ女性・子ども・高齢者・障がいを持つ方々にとっては、プライバシーの侵害等の問題が心の負担を増大させることになりました。このような問題は、今回の地震だけでなく、台風や集中豪雨等の自然災害時にも発生します。

これらの出来事を過去の問題として忘れ去るのではなく、その教訓から学び、伝えられてきた歴史を振り返りつつ、男女共同参画の視点からの対策を講じることが大切です。

施策の方向

(1) 防災分野での固定的性別役割分担意識の見直し

- 防災分野における固定的役割意識を見直し、消防団や自主防災組織等の地域における防災体制の構築にあたり、男女共同参画の視点や女性、子ども、障がい者、高齢者、外国人住民等の視点が反映されるよう施策を推進します。

◆ 主な取り組み・事業

- ① 女性消防団員の充実を図ります。
- ② 女性や要援護者に配慮した避難所整備を進めます。
- ③ 災害時における外国人住民に対する情報提供を行います。
- ④ 地域の防災訓練に女性の積極的な参加を促します。

(2) 防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画促進

- 防災分野における政策・方針決定の場における女性の参画を促進します。

◆ 主な取組・事業

- ① 自主防災組織への女性参加を呼びかけます。
- ② 防災訓練において、男女共同参画の視点や女性、子ども、障がい者、高齢者、外国人住民等の視点を取り入れた訓練を計画、指導します。
- ③ 防災分野において女性の視点を導入するための情報提供を行います。

(3) 災害時における男女差に応じた支援体制の確保

- 災害発生時における女性、高齢者等の被災が多いため、防災施策の立案、実施及び情報提供にあたっては、女性、子ども、障がい者、高齢者、外国人住民等の視点も踏まえま

◆主な取組・事業

- ①女性、子ども、障がい者、高齢者、外国人住民等の視点に立った防災計画の見直しを図ります。
- ②学校、幼稚園、保育園における各種対応マニュアルの見直しを支援します。
- ③男女共同参画や防災・災害に関する学習会を開催します。
- ④メンタル面でのサポート体制の設置に取り組みます。
- ⑤性差に配慮した避難所運営に努めます。

VII

心身ともに健やかで、安心して暮らせる環境づくり

男女の特質に応じた健康づくりへの支援をはじめ、配偶者等による女性、子どもへの暴力や虐待、またセクシャル・ハラスメントなどへの対策を強化するとともに、生活困難者等への自立支援など、安心して暮らせる環境の実現を目指します。

1 あらゆる暴力を許さない社会づくりに向けた取組

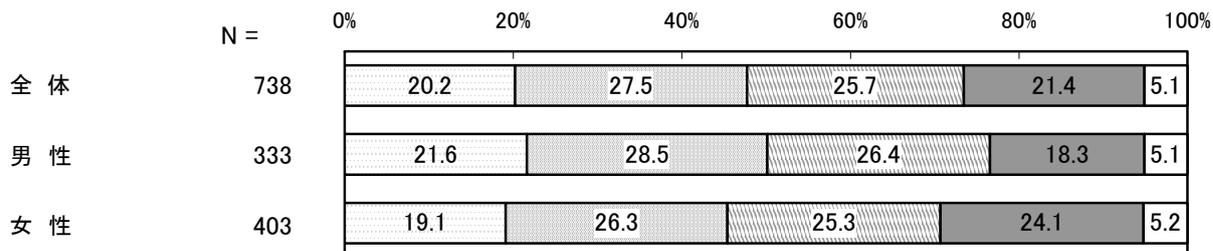
現況と課題

女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき大きな課題であることから、暴力を認めない、見過ごさない社会的認識の浸透等根絶に向けた基盤をつくるのが大切です。また、防止対策や被害者支援などの面からの、女性に対する暴力の様々な形態に応じた幅広い取り組みを進めていく必要があります。

亀山市においては、配偶者等からの暴力だけでなく、女性に関する多様な相談も数多く受けています。2001年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（「DV防止法」）が制定され、配偶者からの暴力が犯罪行為になることや、2004年に被害者及びその子どもをより安全に保護し、自立に向けた適切な支援ができるようにするための改正が行われました。前回の市民意識調査では、DV防止法について「よく知っている」「少し知っている」と回答した人は57.6%となっていました。今回の調査では47.7%と大幅に減少しました。一方、相談件数については増加しています。DV等の行為は、人としての尊厳に関わる問題であり、許されることのない行為であることから、今後も根絶に向けた取り組みが求められます。また、被害にあった人たちが、安心して声をあげられるような関係機関との連携、より高い専門性を有した相談支援体制の充実に努める必要があります。

□ DV防止法の認知について【資料：「H23 市民意識調査」】

- よく知っている 少し知っている
 言葉を聞いたことがある程度 知らない
 無回答



施策の方向

(1) 配偶者等からの暴力、虐待防止及び被害者対策の充実

- 虐待や暴力等に悩む人の相談体制に関する情報の提供を行います。
- 関係機関との連携により、被害者の自立に向けた支援、被害予防と根絶に向けた取り組みを進めます。

◆主な取組・事業

- ①要保護児童・DV対策地域協議会を有効活用し、更なるネットワークの強化を図ることで、未然防止や被害者支援の取り組みを進めます。
- ②各関係機関によるDV相談窓口等の周知と暴力被害の相談・対応を図ります。
- ③相談及び対応、相談員のスキルアップも含めた充実を図ります。
- ④配偶者からの暴力（DV）の被害者に対応する市営住宅の提供を推進します。

(2) セクシュアル・ハラスメント、性犯罪・売買春、ストーカー行為等の防止対策の推進

- 職場におけるセクシュアル・ハラスメントは、その対象となった女性労働者の尊厳を不当に傷つけ能力の発揮を妨げる人権侵害であり、雇用の場だけでなく、あらゆる場面で未然に防止に努めます。
- 社会のあらゆる場面に男女がお互いを尊重して認め合うことができるよう、正しい性教育を充実させることを通じて、性犯罪、売買春などを未然に防ぐ意識づくりに努めます。
- 女性に対する暴力の問題は、人権意識の希薄（欠如）から生じるものです。これらの問題に対する市民の認識を深めていくための取り組みを進めます。

◆主な取組・事業

- ①セクシュアル・ハラスメント、性犯罪・売買春、ストーカー行為に対する認識を深めるための、啓発、学習会の充実を図ります。
- ②女性の人権に関する研修・啓発事業等を実施します。
- ③相談窓口の周知や関係機関との連携を強化します。

(3) 女性、子どもに対する暴力の社会的認識の浸透

- 女性や子どもに対する暴力や虐待が、人権侵害であることの認識を深めるとともに、これらのことが起こる背景についての理解を深める取り組みを進めます。

◆主な取組・事業

- ①女性や子どもに対する暴力や虐待に対する認識を深めます。

2 心身の健康と充実した暮らしの支援

現況と課題

心身ともに健康で充実した暮らしをしていくためには、男女がお互いの身体的な特性を理解しあい、互いに尊重し、思いやりを持って生きていくことが大切です。そのため、男女共同参画の考え方に基づく健康教育や情報の提供等により、理解を深める啓発を充実していくことが必要です。

一方、自らの健康は自ら守るという基本的な考え方に基づき、健康に関する情報提供、健康づくりのイベントや各種スポーツ活動等への参加促進など、それぞれが主体的な立場で健康づくりに取り組める支援を行う必要があります。

また、市民が生きがいの持てる居場所づくりを進めていくことが大切です。健康づくりの基本である健康診断の受診の有無を尋ねた市民意識調査の結果では、男女の健康診断受診率にはおよそ1割強の差がみられ、特に30歳代の女性の受診率が著しく低くなっています。子育て期にある女性が、自らの健康管理を疎かにしがちであることは一般的に指摘されていますが、本市においてもこうした特徴がみられることから、女性のライフステージに応じた健康づくりへの支援策を強化することは重要な課題といえます。

一方、少子高齢社会を迎え、高齢者の単身者が増加しています。誰もが、安心して高齢期を迎えられるよう健康管理、家事などの生活能力を身につけると共に、経済的に自立できるよう支援することも必要です。

特に、女性の単身高齢者の生活は厳しい状況にあります。また、高齢者全体が地域社会で孤立するなどの状況があります。高齢者、障がい者、一人親家庭、外国人など実態に応じた柔軟で的確な生活支援が必要です。

施策の方向

(1) 健康管理・保持・増進に関する支援及び情報提供

- 各種保健サービスをはじめ、健康づくりのための講座やイベント等を開催し、誰もが生涯を通じて健康に過ごせるよう支援体制を整備します。
- 情報提供、学習機会の充実等によりHIV/エイズ、性感染症に関する知識の普及を図ります。

◆主な取組・事業

- ①健康づくりに関する教室等を開催します。
- ②ライフステージに応じた健康診断と健康相談の充実を図ります。
- ③こころの健康問題に関する啓発を行います。
- ④保健所と協力してエイズ予防啓発を行います。

(2) 妊娠・出産期の健康管理等の支援

- 男性に対して、女性の妊娠出産期の負担について理解する機会を持ち、男性の意識向上を図るとともに、育児参加を促進します。
- 母性に対する尊重の意識を高め、母性の持つ社会的機能の重要性についての啓発・研修の充実を図ります。

◆主な取組・事業

- ①妊娠・出産期に関する男性理解の促進を図るための情報提供に努めます。
- ②妊婦、乳幼児、保護者を対象とする各種事業を実施します。

(3) 思春期・更年期等の健康管理等の支援、母子保健の充実

- 思春期・更年期等、それぞれのライフステージを健やかに送るための、健康診断・相談の充実に努めます。

◆主な取組・事業

- ①ライフステージに応じた健康診断と健康相談の充実を図ります。
- ②学校における健康教育の充実を図ります。

(4) 自立のための生活支援

- 高齢者、一人親世帯、障がい者、外国人住民等の生活の安定を図るための支援の充実に努めます。
- 高齢者、障がい者等が安全で快適に暮らすことができるよう生活環境の整備の推進に努めます。

◆主な取組・事業

- ①様々な犯罪の発生を防ぎ、安心して暮らせるよう、防犯情報の配信や研修会を実施します。
- ②高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、地域包括センターによる相談支援や在宅サービスの充実を図ります。
- ③誰もが暮らしやすい生活環境づくりを図るため、ユニバーサルデザインに関する意識啓発に努めます。

VII

基本施策の目標

基本計画に記載した施策の推進を通じて達成したい目標値を、6つの基本目標ごとに以下のように設定します。

I 男女共同参画社会を実現する意識づくり

基本施策の成果指標	平成23年度	目標値 (平成28年度)
男女共同参画を意識している人の割合 *	43.6%	55%

*「平成23年度男女共同参画に関する市民意識調査」で、性別による固定的な役割分担意識の1つである「男は仕事、女は家庭」という考え方に対し、「同感しない」、「どちらかといえば同感しない」と思う人の割合。

II 働く場における男女共同参画の推進

基本施策の成果指標	平成22年度	目標値 (平成28年度)
事業者向け研修会等への参加事業所数	13事業所	30事業所

III 政策・方針決定の場における男女共同参画の推進

基本施策の成果指標	平成23年度	目標値 (平成28年度)
審議会等における女性の登用率 *	34.5%	40%
本市における管理職員の女性比率 *★	23.2%	30%

*毎年、4月1日現在で調査。

★毎年、内閣府が実施する「管理職の在職状況調査」の記入上の留意点に準じて算出する。

IV ワーク・ライフ・バランス「仕事と生活の調和」

基本施策の成果指標	平成22年度	目標値 (平成28年度)
男性の育児休業取得率 *	4.1%	10%

*調査対象は市内企業100社とする。

V 地域における男女共同参画の推進

基本施策の成果指標	平成23年度	目標値 (平成28年度)
社会活動参加率 *	40.9%	50%
子育てに関する地域活動に参加したことがある人のうち男性の比率	42.6%	50%

*「平成23年度男女共同参画に関する市民意識調査」で、自治会やコミュニティの活動、女性団体の活動、高齢者団体の活動、PTA役員や子ども会などの青少年活動、ボランティア活動、文化サークル活動、レクリエーションやスポーツのサークル活動などを行っている人の割合。

VI 心身ともに健やかで、安心して暮らせる環境づくり

基本施策の成果指標	平成23年度	目標値 (平成28年度)
DV防止法認知度 *	47.7%	60%
何らかのセクシュアル・ハラスメント防止対策をしている企業の比率 ★	67.6% (平成22年度)	100%
健康診断受診率 *	77.5%	80%

*「平成23年度男女共同参画に関する市民意識調査」による。

★「平成22年度企業を対象とした男女共同参画に関するアンケート調査」による。